

長岡京市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び長岡京市議会会議規則第14条の規定により、みだしの議案を別紙のように提出する。

令和3年6月25日

長岡京市議会議長 様

提出者 上 村 真 造

賛成者 小 原 明 大

三 木 常 照

進 藤 裕 之

八 木 浩

福 島 和 人

山 本 智

(提案理由)

時代に即した会議規則や傍聴規則の見直しを行うため、規則の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会会議規則の一部を改正する規則

長岡京市議会会議規則（昭和４８年長岡京市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（携帯品） 第１４９条 議場又は委員会の会議室に入る者は、<u>会議の妨げになるものを携帯してはならない。</u>ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	（携帯品） 第１４９条 議場又は委員会の会議室に入る者は、<u>帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。</u>ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。